

○飯塚市電気用品安全法立入検査等事務処理要綱

平成26年4月17日

飯塚市告示第134号

改正 H28-273

(趣旨)

第1条 この告示は、電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下「法」という。)に基づき、市が電気用品の販売の事業を行う者(以下「販売事業者」という。)に対し、報告の徴収、立入検査及び電気用品の提出命令を行うに当たり、適切に事務を処理するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「販売事業者」とは、市内において、法に定める電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列している者をいう。

(事務)

第3条 法に基づく事務のうち市が行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第45条第1項の規定による販売事業者からの報告の徴収
- (2) 法第46条第1項の規定による販売事業者への立入検査
- (3) 法第46条の2第1項の規定による販売事業者に対する電気用品の提出命令

(報告の徴収)

第4条 前条第1号の報告の徴収は、必要に応じて行うことができるものとする。

(立入検査)

第5条 第3条第2号による立入検査に従事する者(以下「検査員」という。)は、経済部商工観光課に所属する者の中から、所属長が指名する。

- 2 検査員は、2人1組となって検査に当たることとし、法第46条第3項の規定により、その身分を示す飯塚市長(以下「市長」という。)の証明書(以下「身分証明書」という。)を携帯しなければならない。
- 3 身分証明書の様式については、電気用品安全法施行規則(昭和37年通商産業省令第84号。以下「規則」という。)第34条第1項の規定を準用する。
- 4 身分証明書は、所属長が交付する。
- 5 身分証明書の交付手続等は、次によるものとする。
 - (1) 立入検査証の交付(再交付を含む。)に際しては、身分証明書交付簿に記録する。
 - (2) 職名変更等により身分証明書の書換えの必要が生じた場合又は損傷等により再交付する場合は、新身分証明書を作成し、旧身分証明書と引換えに交付する。

(3) 勤務換え又は退職等の場合は、直ちに身分証明書を返還するものとする。

(4) 身分証明書の番号は、一連番号とし、前号による返還があったものについては、欠番とする。

(H28-273一改)

6 検査員は、販売事業所の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができるものとする。

7 検査員は、検査終了時に電気用品立入検査報告書を作成し、市長に報告するものとする。

8 検査員は、違反電気用品が確認された場合、当該電気用品を即刻店頭から撤去させ、以後、販売又は販売目的で陳列しないよう指導するとともに、関係者立会いの上、立入検査結果通知書を発行し、これに対して販売事業者から、改善報告書の提出を求めるものとする。

9 検査員が前項の指導を行った場合には、市長は、第7項の電気用品立入検査報告書の写しを福岡県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

(電気用品の提出命令)

第6条 前条の立入検査において、その所在の場所における検査が著しく困難と認められる電気用品があった場合、市長は、販売事業者に対し、期間を定めて、これを提出するよう命ずることができる。

2 前項の命令を行う場合は、電気用品提出命令書によるものとする。

(報告)

第7条 市長は、毎年度当初に、販売事業者立入検査計画を作成し、知事の指定の期日までに知事に報告するものとする。この場合において、前年度に改善報告書を提出させた販売事業者については、原則として当該年度の検査対象に含めるものとする。

2 市長は、毎年度知事の指定の期日までに、前年度における検査の実施状況を電気用品販売店立入検査実施状況報告書により、知事に報告するものとする。なお、販売事業者から第5条第8項に規定する改善報告書を徴収した場合は、その写しを添付するものとする。

3 電気用品販売店立入検査実施状況報告書の様式については、規則第47条第1項の規定を準用する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年9月13日 告示第273号)

この告示は、告示の日から施行する。